

入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事（夕食については午後 6 時以降）適時適温で提供しています。

入院したときの食事代

2026.6.1～

（1）一般病床に入院したとき

入院時食事療養費の標準負担額

区 分		標準負担額（1食あたり）
現役並み所得者		550円（※1）
低所得Ⅱ	90日までの入院	270円
	過去12ヶ月で90日を超える入院	220円
低所得Ⅰ		130円

（2）療養病床に入院したとき

生活療養費の標準負担額

区 分	食 費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得者	550円（※1）	430円 （難病の方は0円）
低所得Ⅱ	270円	
低所得Ⅰ	160円（※2は130円）	
老齢福祉年金受給者	130円	0円

※1 難病や小児慢性特定疾病等の方は330円となります。

※2 重篤な病状又は集中的治療を要する方等